

琉球新報 2017.02.16 琉球新報朝刊 28頁 特3 1版 写図表有 (全755字)

遺跡発掘時に人骨が出土した際、現在は文化財保護法によって県などの自治体に対応することが定められている。しかし以前は人骨の埋蔵文化財としての法的な位置付けはなかった。人骨の発掘に関わる法律には戦前、戦後ともに墳墓発掘などを禁じた刑法がある。

アイヌ遺骨を巡っては北海道庁令で古墳や墳墓以外の場所での発掘を許可する特例が作られたが結局は墓地の骨まで根こそぎ収奪された。沖縄では同様の特例はなかったとみられる。墓地埋葬法や文化財に関する業務を管轄する県、県教育委員会の担当者も「聞いたことがない」としている。刑法は「墳墓」の発掘や遺体の損壊を禁じているが、判例では祭祀礼拝の対象となっていない古墳などは「墳墓」から除かれている。

百按司墓は北山王系の墓とされ、近代に至るまで風葬墓として一般の人にも利用されていたことが分かっている。半面、研究者らによって外部に持ち出された骨を含めて誰の骨か分かっているものはない。ただ現在も「今帰仁上り」の目的地の一つで、多くの門中が拝んでいる。

研究者間では「いつまでが人骨標本で、いつからが遺骨なのか」という定説はない。北海道アイヌ協会や日本人類学会などが参加した「これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の在り方に関するラウンドテーブル」は「おおむね100年以内に埋葬された遺骨や副葬品」は研究対象とすることに「問題がある」との見解をまとめている。

アイヌ遺骨返還訴訟にも携わった市川守弘弁護士は「死体やその一部、遺骨や遺品を埋葬し、祈念する場所が『墳墓』だ。埋葬時期や墓標の有無も問わない。百按司墓も現在拝まれている以上、祭祀礼拝の対象といえるだろう。骨を日本人と比較しようとした背景もアイヌ遺骨の収奪と共通する。（発掘の）経緯を明らかにする必要がある」と指摘している。

琉球新報社